



～相続税調査で問題となる「名義預金」～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続税の税務調査において、妻や子供などの家族名義になっている預貯金、いわゆる『名義預金』と呼ばれるものがたびたび問題となります。相続税の申告をする場合、被相続人の預金を相続財産に計上することは当然ですが、妻や子供など相続人名義の預貯金も相続財産に計上すべきと税務署から指摘されることがあります。名義は相続人になっていても、実質的には被相続人の財産として相続財産に計上しなければいけないというものです。預貯金の名義人が単なる名義人なのか、実質的な帰属者なのかを判断するのは容易ではありませんが、名義預金の判断基準と名義預金とされないための注意点についてご説明いたします。

1. 名義預金とは

形式的には配偶者や子・孫などの名前で預金しているが、その収入等から考えれば、実質的にはそれ以外の真の所有者がいる、つまり、それら親族に名義を借りているに過ぎない預貯金をいいます。名義は被相続人でなくても、実質的に被相続人の預貯金と認められるものは、被相続人の相続財産に該当します。また、名義預金のほか、株式についても名義株式とされるものがあります。

2. 名義預金の判断基準

預貯金が誰に帰属するかについて、その資金の出どころ(原資)は何か?その預金を管理・支配しているのは誰か?ということから総合的に判断されます。預貯金の資金原資が、自分の給与を貯めていた、または自分の親などから相続したなど明確であれば名義預金となることはありません。税務調査で問題となるケースで多いのは、名義を変えて贈与したつもりでいるが、贈与が成立していない(贈与があったと認められない)ものです。

次のいずれかの基準に該当する場合は名義預金と判定されます。

①使用印鑑

家族名義の預金の印鑑がすべて同一の印鑑であったり、被相続人が使用している印鑑と同じである場合。

②受取利息

預金の利息が被相続人の預金等に入金されている場合。

③保管(管理)・支配の状況

預金通帳や証書等、カード、印鑑などを誰が保管(管理)・支配を誰がしていたか。

例えば、被相続人がすべて管理しており、名義人はその預金があることを知らなかった場合には、当然、名義借りになります。

④贈与税の申告の有無

贈与税の申告がない場合には、名義借りと判断される可能性が強くなります。

3. 妻の「へそくり」預金

妻名義の預貯金に対して税務署はかなり厳しく対応してきます。妻の預貯金が実家の相続や妻自身が働いて得たものでないなど、単に生活費の残りを妻名義の預金にしていたのであれば、夫の相続財産(名義預金)と判断されます。

4. 贈与の証拠を残すこと

相続対策として預金を生前贈与しても、それが名義預金となってしまうては意味がありません。贈与した事実を客観的に証明できる証拠を残すことが大切です。

①贈与の都度、贈与契約書を作る。

②現金でなく振込で贈与する。

③通帳と印鑑は財産をもらう人が管理する。

④贈与税の申告・納税を行う。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL : 075-708-5591 FAX : 075-708-5592 E-mail : murao-kimio@tkcnf.or.jp